

第60回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成22年5月26日(水) 10:00~12:00
- 2 場所 埼玉県県民健康センター 大会議室C
- 3 出席者 委員4名(敬称略)
佐世 芳、坂本 邦宏、木村 和則、渡辺 洋子
事務局 下仲産業労働部副部長
星野商業支援課長
松本商業支援課副課長
大型店立地担当職員4名
- 4 審議内容
県意見についての審議
ア 新設
 - 新設(5条1項) (仮称)スーパーアルプス飯能美杉台店
 - 新設(5条1項) (仮称)MEGAドン・キホーテ草加店
 - 新設(5条1項) UNICUS鴻巣店
 - 新設(5条1項) (仮称)東武ストア朝霞店イ 変更
 - 変更(6条2項) ガラクタ鑑定団さいたま本店、弐萬圓堂北本店
 - 変更(6条2項) (仮称)ユニディ草加新栄町店
 - 変更(6条2項) トステムビバ上尾店
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
 - (1) 交通について 5月14日(金)、坂本 邦宏 委員
 - (2) 騒音について 5月12日(水)、木村 和則 委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

ア 新設

- 新設（5条1項） （仮称）スーパーアルプス飯能美杉台店
（事務局説明）

【委員】 出入口で左折イン・左折アウトを徹底させることで、誘導経路が遠回りとなるのか。

【事務局】 約 2.5Km 程度の遠回りとなる。交通協議において出入口の前に右折帯の設置を検討したが、関係機関との協議の結果、右折帯は設置できない結論となった。

【委員】 審議資料 P11 の地点Aを南下させれば、最も近く店舗に来店できるが、誘導経路を来店者に周知する方法は何か。

【事務局】 ホームページ及び広告チラシに掲載することで周知を図る。
仮に右折入庫しようとする車両が来た場合、右折入庫を拒否することは交通安全上危険な状態となるため、交通整理員により安全に入庫させることとなる。

また、右折入庫の禁止を徹底させるためポストコーンを設置することについても、右折入庫しようとする車が入口通過後に U ターンしようとするなど、交通安全上問題が発生する可能性があるため、県警との協議によりポストコーン設置は行わないこととなった。

【委員】 ゼブラゾーン（白線の正式名称は「導流帯」）を使って、常に右折入庫させることは望ましくないというのが警察の指摘だと思う。

仮にゼブラゾーンが黄色線であれば「停車禁止」なので、ポストコーン設置などにより物理的に右折入庫禁止対策をとるべきだが、白線なので、交通誘導員が右折入庫車両を安全に誘導することで、大きな問題は発生しないと考えられる。

【委員】 北側から来店する車両を東側に迂回させるルートについては、これ以上、経路を短縮できないのか。

【事務局】 安全性の視点から経路を設定しており、生活道路に進入しないように経路を設定している。

【委員】 設定した経路どおり車両を誘導できるか疑問が残る。特に抜け道を通しようとして生活道路に進入するような事態が発生することが危惧される。

【委員】 北側から来店する車両は、地点Aを南下して右折入庫するのが、最も自然なルートだと思う。店舗オープン後に来客車両の右折入庫について経過観察を行い、必要であれば右折入庫禁止対策をとるなどの指導を設置者に行うべきである。

【委員】 設置者が設定した経路どおり来店車両を確実に誘導できるかどうか疑問が残る。本当に確実に誘導するのであれば看板を設置するなどの対策をとるべきである。

【事務局】 ご指摘の点を踏まえて、店舗オープン後の来客車両の状況について経過観察を行うとともに、必要に応じて対策を講ずるよう設置者へ指導を行い、報告を求めることとする。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）MEGAドン・キホーテ草加店
（事務局説明）

【事務局】 本届出に対する県の附帯意見として、「関係法令を遵守し、周辺環境へ十分に配慮した店舗運営を行うよう努めること。」を事務局案とさせていただきたい。

【委員】 計画地北側の外環自動車道下の国道交差点では、交差点需要率の

予測を行っていないのか。

【事務局】 原則として店舗直近の交差点で来客車両による負荷がかかる交差点で予測している。北側の国道交差点では予測を行っていない。

【委員】 来客車両出入口における右折入庫禁止の対策は、看板設置だけか。

【事務局】 看板設置と交通整理員の配置である。

【委員】 右折入庫しようとする車両に対してはどうか対応するのか。

【事務局】 当該道路が大型車両を含め非常に交通量が多いことに加え、交差点に近いことなどから、安全上、右折入庫は認めない。

【委員】 誘導経路の徹底と右折入庫の徹底は必須であるので、確実に実施されるよう設置者に指導を行うこと。

【委員】 営業時間が朝早くから深夜までであり、周辺住民の方が気にされているが、営業時間は変更になる可能性があるのか。

【事務局】 草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例に基づいて、設置者が周辺住民と運営方法について話し合いを行っており、その結果によっては営業時間が変更になる可能性はある。

【委員】 ドン・キホーテの他の店舗も深夜営業が多いのか。店舗面積の規模は比較的大きいほうなのか。

【事務局】 深夜営業の店舗が多い。4階建てであり店舗面積は比較的大きい。

【議長】 騒音については問題ないか。

【委員】 基準値内であるが、騒音低減対策をとることで周辺環境に対する影響をできるだけ減らすよう努めて欲しい。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、附帯意見を付す

ることとしたい。

(全員了承)

●新設(5条1項) UNICUS鴻巣店
(事務局説明)

【委員】 出口2の向かいには住居が建っているのか。住居が建っているのであれば騒音予測値が基準値を超過するのではないか。

【事務局】 届出時点では建っていなかったが、現時点では住居が建っている。騒音対策としては、出口2については夜間使用しないこととする。営業時間は届出前は午前8時から翌午前0時であるが、住民意見を踏まえて、午前10時から午後10時とする旨、設置者から回答を得ている。このことについては、設置者から正式に報告書を提出させ、審議会委員に報告させていただく。

【委員】 住民意見に対する設置者の回答において、騒音予測結果が基準値を満足する旨の記述があるが、基準値は超過しているが、保全対象面での予測結果が基準値を満足すれば良いとの救済措置で満足しているだけである。また、基準値ギリギリの予測地点がある。予測値だけを評価するのではなく、出来る限り騒音低減対策を講じるよう設置者を指導すべきである。

【委員】 荷さばき施設が店舗裏側に集中しているので、近隣住民への影響を配慮し、対策を十分に検討してもらいたい。

【事務局】 了解した。住民への説明において十分留意するよう設置者を指導する。

【委員】 店舗裏側の荷さばき施設の搬入計画はどうなっているか。

【事務局】 荷さばき施設1は午前6時から午後10時までで14台である。

【委員】 店舗裏側の道路が歩道のない6m道路で住宅もあることから、搬入車両の安全対策も十分に講じること。また、早朝、通勤通学時間帯などに出来る限り搬入台数を減らすこと。さらに、国道側の入口

1 から入庫した車が、市道側出口 2 を通らずに、国道側の出口 1 を右折出庫することがないように、場内の車両誘導についてもしっかり行うこと。

【事務局】 ご指摘の点について設置者に指導を行う。

【議 長】 店舗裏の荷さばき施設については、道路の向かいの用途地域が住居系地域であることを設置者は当然知っていたはずであり、店舗の計画段階から十分に配慮すべきである。よって、事務局の附帯意見案に、「近隣住民の意見を尊重し」との表現を追加すべきであると考ええる。

【事務局】 了解した。今後、周辺住民の意見に対する説明状況だけでなく、店舗オープン後も苦情が出ていないかなど適宜状況を報告させる。

【議 長】 他に意見がないようなので、事務局案に「近隣住民の意見を尊重し」との表現を追加し、附帯意見を付することとしたい。

(全員了承)

●新設（5 条 1 項） （仮称）東武ストア朝霞店
(事務局説明)

【委 員】 24 時間営業の駅前店舗であるが、自転車の違法駐輪や放置対策はどうなっているのか。

【事務局】 従業員が定期的に巡回することにより、監視・整理を行う。

【議 長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

イ 変更

- 変更（6条2項） ガラクタ鑑定団さいたま本店、弐萬圓堂北本店
- 変更（6条2項） (仮称) ユニディ草加新栄町店
- 変更（6条2項） トステムビバ上尾店
(事務局説明)

【議長】 意見がないようなので、事務局案のとおり、意見を付さないこと
としたい。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成22年5月26日

議 長 (佐世委員)

議事録署名委員 (木村委員)

議事録署名委員 (渡辺委員)